

令和2年第4回睦沢町議会定例会会議録

令和2年12月7日(月)午前9時開会

出席議員(14名)

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	伊原邦雄	8番	久我政史
9番	田邊明佳	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原重光
13番	麻生安夫	14番	今関澄男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	中村幸夫	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	小高俊一
健康保険課長	白井住三子	健康保険課主幹	吉野栄子
建設課長	大塚晃司	産業振興課長	宮崎則彰
会計管理者	秦悦子	総務課副課長兼 財政班班長	秋葉秀俊
総務課主査兼 総務班班長	池澤竜二	教育長	今井富雄
教育課長	中村年孝	教育課主幹 (指導主事)	岡本哲夫
農業委員会 事務局会長	宮崎則彰	選挙管理委員会 書記会長	中村幸夫

代表監査委員 岡田周美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 手塚和夫 書 記 麻生健介
書 記 土田 亨

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 認定第 1号 令和元年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 令和元年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 令和元年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 令和元年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- （決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 睦沢町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 契約の締結について
- 日程第 10 議案第 6号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 11 議案第 7号 令和2年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）

(町長提案理由説明・質疑・討論・採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による、定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、令和2年7月分から9月分までの報告がありました。

いずれもお手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（今関澄男君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月27日に議会運営委員会が開催されております。内容について、9番、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告いたします。

去る11月27日、午前9時20分から正副議長室におきまして、議長出席のもと議会運営委員会を開催し、令和2年第4回睦沢町議会定例会の日程及び会議の運営方法について協議をいたしました。

本定例会の日程について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、協議の結果、本日1日としたいと思っております。

日程第3は、9月定例会において決算審査特別委員会に審査が付託されておりました令和元年度各会計歳入歳出決算認定について、その審査結果について委員長報告を受けた後、質疑、討論、採決を行います。

日程第4では一般質問を行います。今期定例会には4名の議員が通告をされております。

日程第5以降で審議していただく案件ですが、議案7件でございます。この議案につきましては、それぞれ上程、説明を受けた後、質疑、討論、採決を行います。なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が、議会運営委員会での決定事項であります。

円滑な定例会が運営されますように、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（今関澄男君） ここで町長からご挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

暖冬を予想させるような温かな日もありましたが、師走に入り、朝夕の寒さも一段と増す中、1年という時の早さを改めて感じるこの頃でございます。議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上に、ご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

私も、町長就任後4か月がたち、少しずつ、公約の実現に向け進んでいるところでございますが、この1年は、何より新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、数々の行事や健診など変更を余儀なくされ、地域経済に大きな影響を与えているところでございます。

国のコロナ対策交付金を活用し、本町でも対策を講じているところではありますが、もうしばらくは踏ん張りが必要かと思ひ、令和3年はよい年でありますよう、願うところであります。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、令和元年度各会計決算の認定、新規条例の制定2件、条例の一部改正2件、契約の締結、そして、一般会計等の補正予算2件についてでございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

次に、行政報告をさせていただきます。

自治体クラウド化の来年度実施に向け、準備を進めているところでありますが、納税者の多様化するライフスタイルに対応するため、町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納方法についても、令和3年4月1日から、全国の主なコンビニエンスストアで収納出来るよう準備を進めております。

また、一般質問でも通告があり、議案でも本定例会に提案しているところですが、来年度の予算については、限られた予算の中での各課への配分予算とし、効率的な行政サービスの実施に向け、機構改革を予定していますので、併せてよろしくお願いをいたします。

以上、行政報告を申し上げます。

本日の定例会、よろしくお願いをいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今関澄男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。5番、丸山克雄議員、6番、久我真澄議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（今関澄男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎認定第1号の上程、審査報告、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第3、認定第1号 令和元年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定に

ついてを議題といたします。

ただいま議題といたしました令和元年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。決算審査特別委員会の審査結果について、8番、久我政史委員長から報告願います。

久我政史委員長。

○決算審査特別委員長（久我政史君） おはようございます。

それでは、私のほうから、一応、報告書を配ってあると思いますので、それを朗読することによって、報告に代えさせていただきます。

令和2年決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和2年12月7日、睦沢町議会議長、今関澄男様。

決算審査特別委員会委員長、久我政史。

令和2年第3回睦沢町議会定例会において決算審査を付託された、令和元年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算の審査を、下記のとおり行ったので報告いたします。

記

1、審査の対象。

令和元年度睦沢町一般会計決算、令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計決算、令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算、令和元年度睦沢町介護保険特別会計決算、令和元年度かずさ有機センター特別会計決算、令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。日時、令和2年9月8日（火）、本会議休憩中。場所、役場3階、議場。

（1）特別委員会構成の決定。

議員全員による決算審査特別委員会。委員長、久我政史。副委員長、田邊明佳。副委員長、中村 勇。副委員長、久我真澄。

（2）審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか。またその効果等について審査を行う。

（3）審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて班長等の出席を認めることとした。

(4) 審査日程の決定。

令和2年10月8日(木)、9日(金)の2日間。

第2回特別委員会。日時、令和2年10月8日(木)、午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管を除く)の事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

(3) 現地調査の実施箇所の決定。

第3回特別委員会。日時、令和2年10月8日(金)、午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管(教育委員会所管)の事務事業の審査。

(2) 審査結果の取りまとめ。

(3) 現地調査。

①むつみニュータウン污水管改良工事〔上市場地先〕。

②町道364号線ほか道路改良工事〔川島地先〕。

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場、役場3階302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、令和元年度睦沢町一般会計決算外5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することに決定した。

5、指摘要望事項、別紙のとおり。別紙をお読みいたします。

指摘要望事項。

1、自主財源の確保について、新型コロナウイルス感染拡大により経済が落ち込む中、自

主財源の確保は重要課題である。特に、近年、落ち込みが見られるふるさと納税については、視点を変えた見直しの検討や、PRの強化等を強固に推進し、自主財源のさらなる確保に努められたい。

2、防災・災害対策について、近年、想定を超える災害が各地で発生しており、本町においても昨年秋の台風等により災害が発生した。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての避難所、収容人数の見直し等、課題は山積している。そこで、新しい生活様式を踏まえた避難所運営訓練の実施、自主防災組織、地元消防団や災害ボランティアセンターなど関係機関との連絡を強化し、災害に強いまちづくりに努められたい。

3、契約手続について、業務委託契約において、多くの随意契約があり、特定業者への集中発注も見受けられる。また、類似する内容の業務委託もある中で、再度、業務委託について、見直しを図るとともに、適正な請負業者であるかの見極めを行い、契約の執行に努められたい。

以上です。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による決算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。

最初に、令和元年度陸沢町一般会計歳入歳出決算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、令和元年度陸沢町一般会計歳入歳出決算についての賛成の立場から討論を行います。

本町の財政状況につきましては、各種財務指標から見ますと、健全財政が維持されており

ます。しかし、経常支出比率が増加しており、財政構造の弾力性が失われつつあるようで、国県支出金など財源の確保に努めていることは評価しますが、依然として依存財源の割合がおよそ6割強と高くなっており、決して順風満帆の財政運営とは言い難いことから、より一層の歳出の縮減に、努めていただくよう要望します。

本町の主要産業である農業の振興について、国や県の交付金などを活用し、農業の発展や、担い手の育成等に努力していることについて評価します。今後は、道の駅むつざわつどの郷の直売場に、地元産品の農産物が充実し、出荷者もさらに増えることを期待しています。

若い世代の定住につながるよう、色々な事業展開をしていますが、睦沢に関心を持ってもらう、睦沢のよさを広く伝える、睦沢に住みたいと思ってもらうという流れにつなげるプロモーションに係る政策については評価します。特に、移住者を主体とした方々のパワフルで発信力のある活動、活躍については、引き続き後押しをしていただけるよう、お願い申し上げます。

また、不妊治療費の助成や子ども医療費の助成、病児・病後児保育事業利用助成に加え、新たに新生児期における先天性の聴覚障害の早期発見を目的とした検査費用の助成を実施し、子育て世代の保護者の経済的負担の軽減を図ったり、仕事と子育てが両立出来る環境づくりとして、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、リーフレットやガイドブックを作成して制度の周知を図るなど、若い世代の結婚、出産、子育てのニーズに応えるための努力がうかがえ、評価します。

むつざわスマートウェルネスタウンが令和元年9月1日に開始いたしました。今後は、この施設が町民にとってより利用しやすい施設になり、町のランドマークとして注目され、多くの集客や雇用の創出、産業の発展に寄与することを期待します。

教育では、現行の学校施設の老朽化への対応や、園小中一貫教育を推進するため、学校施設整備基本構想の検討を行いました。今後の方向性として、ここでいったん立ち止まり、学校建設を進めていく上での様々な要件を整理しながら進めていくことで、町民、議会、執行部が一体となり、互いを尊重しつつ、十分に意見を交わせながら、また、町の財政状況も勘案しながら、本町にとって一番いい選択が出来るように、協力体制を強化していくべきと考えます。

防災では、県の補助金を活用し、防災・災害用の備品の充実を図り、各自主防災組織の醸成を図っており、評価します。今後は、感染症対策を講じながら避難所運営が必要となることや、今年の台風や大雨被害を教訓とし、防災計画の見直しや、災害時要支援者の避難計画

の見直し等、住民や関係機関と十分に連携して行っていただきたいと思います。

今後もより一層の創意工夫により、歳出の削減に努めていただき、持続可能な健全財政の運営をお願いし、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（今関澄男君） 次に、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、令和元年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、令和元年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で、全会計の討論を終わります。

これから、採決を行います。

最初に、令和元年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、令和元年度睦沢町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、令和元年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、令和元年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

続きまして、令和元年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、令和元年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

次に、令和元年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、令和元年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

最後に、令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、令和元年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

ここで岡田代表監査委員は、ここで退席されます。どうもご苦労さまでした。

（岡田周美代表監査委員 退席）

◎一般質問

○議長（今関澄男君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

なお、通告以外の質問は答弁されませんので、ご了承願います。

また、答弁につきましては、漏れのないようお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇丸山克雄君

○議長（今関澄男君） 最初に、5番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

5番、丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） おはようございます。

それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

地域における活力の維持は大変重要であり、人口対策は、いつの時代でも、自治体の基礎的な課題として、重きを置く施策の一つかと考えます。これまで本町は、様々なツールを使い、関係人口を拡大するためのプロモーションなどを行ってきました。睦沢町の魅力として、恵まれた自然環境や、住民の人柄がとてもよいこと、歴史を物語る文化財や、観光イベントなど、まちの魅力を発信してきたことで、一定の成果を得てきたと思います。

しかしながら、さらに、人口の社会増を考えたとき、新しい視点、新しいツールも必要であるかと考えます。その一つとして、町が進める健康づくりや、子育て支援といった実績が豊富な情報を発信してはいかがでしょうか。

健康や子育てを前面に出して、人口対策に成果を収めている自治体があります。例えば、流山市は「母になるなら、流山」をキャッチフレーズに、子育て環境を複合的に充実させ、

若い世代を取り込んでおります。睦沢の日常生活の情報を知るとは、移住を考える人たちにとって、より身近で現実的な検討につながるのと考えています。

さて、移住・定住を促進するに当たり、住まいの確保が何より大事になってきます。住むところが見つからないということで、睦沢移住を諦めたという声も、ちらほら聞きます。住まいの確保のため、是非とも空き家バンクや、空き地物件情報を充実させていただきたいと思いますが、対策はいかがでしょうか。

次に、移動支援についてです。

この2月、福祉タクシー券が2,000円から1,500円に減額との発表を知り、多くの利用者が戸惑いました。福祉タクシー券及びバス乗車券類の助成額の減額は考えているのでしょうか、伺います。

現在、高校生や高齢者等の外出移動を支援するため、本町では主に福祉タクシー券やバス利用者への乗車券類の助成を行っており、多くの利用者に喜ばれております。一方、日常の買物や、金融機関などへの用事を人の手を借りず、自らで行動する人も少なくありません。またそうしたいと望んでいる人も、一定数おられるのではないかと推測します。

自立した外出を助ける器具として、最近では、一人乗り電動カートが知られるようになり、経済産業省も後押しするようになってきました。既に介護保険や身体障害者で、適用を受けて使用されている方もおりますが、適用されていない方々への外出支援が重要であります。高齢者等の外出機会を増やすことは、健康づくりに直結します。総合的な観点から、電動カートを外出支援の範疇に加えてはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口対策についてですが、1点目のこれからのプロモーションの新しい視点として、健康まちづくりや子育て支援などの現実的な日常生活情報を増やして、人口の社会増を図ってはどうかについてであります。

今まで町が行ってきたプロモーションやPRは、町の移住や、また関係人口の増加につながるような形で進めてきました。なお、今まで3年間にわたり委託をしていた業者については、本年度で終了となる予定ですが、この3年間で様々なツールをつくって参りました。これは、議員おっしゃるように、町の自然環境のよさや、文化財、観光、イベントなどを紹介するフィルムであったり、フリーペーパーやサイトなどがあります。そのほかにも子育て世

帯向けの子育てに関する移住者へのインタビューを載せた安心子育てリーフレットや、むつぎわ子育てガイドブックなども、プロモーションツールとして作成をしてきたところであり
ます。

今後は、蓄積されたこれらのツールを活用しながら、また、ブラッシュアップもしながら、
町のPRが出来ればと思っているところでもあります。

また、健康という町の取組についても、先進予防型のまちづくりとして、町民にも、また、
町外にも、また、全国にも向けた発信をして参りたいと思っているところでもあります。

道の駅などの情報発信拠点での発信、町のホームページやSNSを使った発信、さらには
都心での移住イベントや、移住コーナーでのPRも積極的に参加して参りたいと思っ
ているところでもあります。全国に誇れる町の自然環境などの地域資源はもとより、日常生活情報と
しての健康、子育てなどの町の取組も併せて発信して参りたいと思いますので、ご理解をお
願いたします。

次に、2点目の転入者の住まい環境の確保ということで、空き家バンク、空き地物件情報
を充実させてはどうかということについてですが、最近では、空き家に対する問い合わせも非
常に多く、そのほとんどが若い世代となっております。実際に入居した方も、ここ数年は、
40代以下の方が70%強といった状況であります。

一方で、空き家を利用したい方の登録数、これは1年ごとに更新しますが、現在34件で、
特に、東京、神奈川を始め、都市部の方が多く、空き家を利用したい方は確実に増えている
と見受けられるところでもあります。元年度には空き家所有者へのアンケートを実施し、これ
を契機に、空き家バンクへの新規登録数も増えたところでもあります。また、成約件数も毎年
増加であるということでもあります。

このようなことから、所有者に物件を空き家バンクへ登録していただくことが空き家の利
用、空き家の所有者と、空き家を求める方、いわゆる需要と供給のバランスが取れること
につながりますので、まずは空き家バンクへの物件の登録、そして、空き家を活用したい人へ
のPRをし、両者のマッチングが円滑に進むよう進めて参りたいと思っ
ているところでもあります。また、空き地についても同様に考えているところでもあります。特に、空き地に附属す
る農地を空き家とともに活用することが出来る農地つき空き家バンク制度もございますので、
活用に向けて推進して参りたいと思っ
ているところですので、ご理解を賜りたいと思っ
ています。

次に、移動支援についてお答えをいたします。

1点目の福祉タクシー券、バス乗車券類の助成額については、現段階では減額について考えておりません。町外への通院や通学・通勤、また、日常的なお出かけなどに、町民一人一人が使いやすい制度を活用していただきたいと考えております。

次に、2点目の一人乗り電動カートを地域の主要な移動手段の一つとして捉え、総合的な移動支援の範疇に含めてはどうかというご質問ですが、一人乗り電動カートについては、交通弱者のお出かけの促進ということで、議員のお考えは理解するところでありますが、電動カートの走行については、るる課題があると考えております。

まず、町なかや、歩道がきれいに整備された場所での使用はある程度可能とは思いますが、歩行者ということになりますので、歩道や歩道のない路側帯に凹凸などのあるところでは、脱輪や、段差での転倒事故、その他にもバッテリー切れによる走行不能、自転車や歩行者との接触事故などの心配もあり、見守りの体制、また、交通事故などの緊急時の対応などが必要であると想定され、現段階では電動カートの導入には慎重にならざるを得ないと判断しますので、ご理解をお願いいたします。

以上、1回目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今関澄男君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 3点ほど、2回目の質問ということで。

民間の空き地、空き家バンク、あるいは空き地情報、こういったものも大事でありますけれども、スマートウェルネスタウンの住宅状況を見ても、やはり町が行う住宅の整備、あるいは補修といったものも結構力になっていると思うんですね。今後、町がこれまでやってきたような町営住宅、こういったものに対する構想、こういったものは今後あるのかどうか、それがまず1点。

二つ目。移動手段の外出支援なんですけど、今のお答えでは、電動カートはちょっとというようなことであります。いわゆる人の手を借りて、バス、タクシーを使って移動するといったことに対する外出支援は、例えば福祉タクシー券は1人に対して年間14万4,000円使っています。それからバスですが、回数券の場合は年間5万円です。

それから通学・通勤の定期ですけれども、先日、この10月に小湊バスから聞いたところでは、通学の定期券が1人最大、睦沢町ですね、睦沢の場合は9万3,310円の助成。通勤については、通勤定期は1人年間11万6,640円の最大限度であると。こういったこの金額を見ても、その人の手を借りて移動する人に対してこの位助成しているわけですね。

自分で、自分の力で外出しようとしている人、こういった人というのは、非常に外出する

ことによって、先程も言いましたが、健康に結びつくわけですね。自分の力で自分の都合で人に会う、物を取りに行くという、そういったことに対する何らかの支援が、やっぱりあっていいんじゃないかと思うんですよ。

フレイル予防ということでやっていますけれども、いわゆる介護保険とか、身体障害者になる以前で、しかし、車に乗れない、自転車もちょっと厳しい、そういった方に対する、高齢者に対する支援というのも、この電動カートって非常にいいものだと思うんですね。ですからこういった方々に対するこの助成というのも、先程のタクシー券とかバスの金額を鑑みますと、ゼロというのもどうかなという気がしますね。

それと、私自身も実際、県道85号線とか、県道150号線、あるいは町内の主要な場所を実際、電動カートが走行出来るのかどうか、こういったものをちょっと見てきました。やはり不具合の部分も一部ありますけれども、この辺は、もう交通量がそんなに極端に多い町ではありませんので、しかも、傾斜があまりないですよ。そういったことを考えますと、全然出来ないことはないと思うんですね。

県道150号線なんか、房総カントリーの手前まで歩道がきちっとあります。広い歩道がありますね。それから上市場もよくなりましたけれども、結構、歩道がまずいい。それから車道も、車がそんなに多くないと思いますから、走れることは走れると思うんですね。やはりそういった、自力で頑張る人を応援するというのも、そういった視点も大事だと思うんですよ。そういったことで、ちょっとひとつ考えていただければと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 丸山議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、社会人口増をどのようにということではありますが、移住・定住を促進にするには、やはり豊かな自然環境などの地域資源や、子育て、教育、健康といった生活する場が必要になります。

先程住宅の部分を話をされておったわけですが、今までの賃貸住宅の整備ではなく、私としては、資金の回収が比較的短期間で可能な、パークサイドのような、小規模な分譲地を、例えば5年ごとに1か所といったペースでつくっていければというようなことも考えてはおります。しかしながら、これについては、いまだ構想段階にも至っておりません。もしそのようなときには、皆様方のご意見もいただきながら、進めていきたいというように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、一人乗り電動カートについてであります。確かに高齢者の外出の利便性を図る目的としては有意であるとは思っておりますが、他の自治体では電動カートの購入費に対して一部助成をしているとも聞いております。しかしながら、日本全体で見ると、まだまだ出荷台数は伸びていない状況だという情報も得ているところであります。

全国では、経済産業省の実証も始まっておりますので、実証の結果も参考にしながら、本町での導入による安全性の確認が出来た場合には、改めて検討したいと思っております。なお、購入時の補助、助成ということで、事故等は購入した方の責任また保険に加入するなどのことで、利用してもらおうという考えもあるとは思いますが、やはり私としては、まだ県道85号線もまだまだ整備が完全ではないという部分も見ますと、やはりちゅうちょせざるを得ないというところであります。今後は、未来技術も発展すると思っておりますので、交通弱者の支援については、十分検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（今関澄男君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 重複しますけれども、既にこの電動カートの助成を始めている自治体が結構あります、全国で。その自治体先進地の事情といたしますか、メリットもあると思うんですね。もちろん課題もあると思えます。そのメリットと課題、先進地はどんなことを取り組んでいるかがまず一つですね。

もう一つ、先程の人口対策で、新しいツール云々という話がありました。これも5か年の総合計画の中にもありますけれども、働き方が変わってきていますので、この睦沢でも、いわゆるサテライトオフィスとか、シェアオフィスみたいなものを移動ということ、あるいは睦沢で働けるという雇用拡大ということも含めた、そういった観点で、この形態をちょっと取り組んでみたらいかがかと思うんですが、2点どうぞ。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（田中憲一君） まず、電動カートについては、実際に運用している自治体のメリット、また課題などを検証した中で、将来を見据えて、また、地域の環境、道路環境が整ったら、改めて検討して参りたいと思っておりますが、まずもって導入している自治体の実証をしてみたいと思っておりますので、検証してみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

そして、プロモーションツールですが、何年か後に新たなプロモーションツールが必要となってくることも想定されます。そのときには、議員の皆様方の十分なご理解をいただきながら、透明性、誰もが納得出来るようなものをつくり上げて、町がより活性するように、こ

これは、移住・定住であったり、関係人口であったり、ふるさと納税であったり、企業の進出であったりするわけですが、何よりも町民が豊かで暮らせるような施策として活用出来るツールをつくり込んでいきたいと考えております。

また、1回目の答弁でお答えさせていただいたとおり、今までつくり上げてきた様々なツールもありますので、そこら辺を十分に活用して、町に交流人口、関係人口の波を起こせるように活動して参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） これで、5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（今関澄男君） 次に、2番、島貫 孝議員の一般質問を行います。

島貫議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告のとおり質問いたします。

3点。

一つ、ひとり親家庭等の医療費負担について。

令和2年11月から、ひとり親家庭の親が保険診療を受けた際の医療費の自己負担額が変更になっているが、対象者はどれ位で、周知方法は。

2、各種検診について、新型コロナウイルスの影響で各種健診が延期、中止となった。その中で、若者の健康検査の集団検査が中止になったが、その理由は。

3、公園整備について。

多目的広場の整備が進んでいるが、サッカー場だけではなく遊具などの設置もされると思うが、どのようなものが設置予定か。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 島貫 孝議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ひとり親家庭等の医療費負担についてですが、経済的負担と精神的不安を軽減することにより、ひとり親家庭の父母等の自立を促進し、かつ、ひとり親家庭等の福祉の向上を図るため、18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭等の親、その児童等に対して、医療費の一部を助成するもので、自己負担額は、通院、調剤別で、1か月、医療機関等で1,000円、入院は食事療養費等を除く部分については無料となっていました。令和2

年11月診療分から、通院は1回につき300円、調剤は無料、入院は1日につき300円に変更をされました。なお、住民税所得割非課税の方については無料となりました。令和2年11月からの対象者は74名であり、内訳としましては、31名がひとり親家庭等の親、43名はひとり親家庭等の児童となっています。自己負担額変更に関する周知方法としては、県で発行される児童扶養手当の証書を11月中旬に送付する際に、各対象者へ個別に通知をしております。また、事前に広報むつざわ11月号に制度改正の記事を掲載し、広く周知を図っておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いをいたします。

次に各種検診についてお答えをいたします。

各種検診の取扱いにおいて、若者健康診査の集団健診が中止となった理由については、今年度は新型コロナウイルスの影響で各種検診が予定どおり実施出来ず、各自治体が実施機関との日程調整も含めて大変苦慮したところであります。

自治体によっては、コロナ禍における健診の一部を早々に中止すると決定をしたところもございましたが、本町におきましては、町民の健康保持や病気の早期発見のため、この地域の感染状況を見極め、感染リスクによる検診の受診控えを考慮した上で、感染対策をしながら、密を避け、安全実施する方法を模索し、検討を重ねて参りました。

その結果、胃がん検診については、やむなく中止しましたが、その他の検診については、会場内の密を避けるため、人数制限が必要であることから、特定健診などの法定健診を優先的に、受付の日時指定や、検温及び体調チェックなど感染対策をしながら実施することといたしました。

そのため、町独自に実施しております20歳から39歳を対象とした若者健診につきましては、1日の受診人数にも制限があり、今年度は医療機関による個別健診のみの扱いとして、ご案内させていただくことといたしました。また、これまで同時に実施して参りました肺がん検診も、別日程として切り離し、出来る限り、会場の3密を回避しての実施とさせていただきました。特定健診の実施状況としましては、受診者のご協力により、大きなトラブルも、感染につながる状況もなく、終了出来たところであります。

本年度は、コロナ禍における、初めての試みでございますので、今後、検証を重ねながら、来年度に向けた対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、公園整備についてお答えをいたします。

まず新たに整備される公園の全体面積は、1万7,250平米となります。施設の中央には、

8,000平米の多様なスポーツの実施が可能なフィールドを設けますが、これは、サッカー場というわけではなく、もちろんサッカーも出来ますが、ここでは、グラウンドゴルフも出来ますし、少年サッカーやフットサル、フライングディスクなどのニュースポーツやヨガなどの健康教室、その他にも子供の遊び場として、またイベント会場としての利用などが可能な施設といたします。

また、その周囲も含め、ピクニックやランニングなども楽しんでもらえる、基本的に、日常的に町民が使える施設にしたいと考えております。そのほかにも、あずまややトイレ、管理棟などを設置する予定であります。また駐車場は、乗用車で30台、身障者用で2台とし、県道側や民地との境には防球ネットやフェンスを設ける予定となっております。

ご質問の遊具の設置ですが、子供の遊び場として複合遊具を1か所設置するとともに、子供からお年寄りまでが利用出来る健康遊具、これは腹筋ベンチ、背伸ばしベンチ、ぶらぶらストレッチ、上体伸ばし、また、踏み板ストレッチなどを配置いたします。そして、今までの計画にはありませんでしたが、より公園になるように、また、町民の方々が親しみを持つよう、築山についても整備をする予定であります。

なお、遊具については、公園として供用を開始した後も、順次増やしていくなど、町民のニーズに合わせ、整備していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（今関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） まず、ひとり親家庭の自費負担について。自己負担額が上がった家庭はないという認識でよろしいでしょうか。また、私、整骨院をやっているんですけども、うちに来た患者さんで、その変更を知らない方がいらっしゃいました。窓口に電話して確認したんですが、ひとり親の課税・非課税の通知に関しての時期と重なってしまったので、その連絡が出来なかったということを伺ったのですが、74名程度でしたら、直接電話で連絡することも可能だったのではないのでしょうか。

2点目、若者健診について。

例年、受ける人数が約50人程度だったと記憶していますが、1日約10人位の平均なんだと思います。その人数を受け入れることが本当に不可能だったのでしょうか。全体的な健診、ほかの定期健診も含めて人数は減っていた傾向にあると思うのですが、1日10人程度だったのなら、まだ受入れ可能だったのではないかと思います。

公園整備について。

築山などについて、今、初めて伺ったので、とてもよいと思います。前回、ほかの会議で、子供の居場所という話で、5年で5か所の公園整備という話があったんですが、もちろん、今あるところの整備も大事だと思うんですが、一個にまとめて大きいのを造ったほうが、多分人は集まるんだと思います。健康遊具、今、中央団地の公園にありますかね、少し。使っている人を僕は見たことないですが、どれ位の利用が見込めるものなのでしょうか。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 健診、また、その健診の周知、また、若者健診については、担当課のほうから答弁をさせていただきます。

また、公園整備についてですが、細かなお答えに関しては、担当課からお答えをさせていただきますが、今、隣で建設をしています公園については、まだまだ住民の意見を反映させるべく、余地があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今の段階で、人工芝で計画をされておりましたが、人工芝で芝を張ってしまうと、全てスポーツのラインが引かれてしまうということでありましたので、人工芝はやめて、天然芝を張りつけるという計画に変更をさせていただいているところであります。

細かな部分に関しては、担当課より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） 福祉課長、お願いします。

○福祉課長（小高俊一君） それでは命により、お答えさせていただきます。

まず、自己負担額につきましてでございますけれども、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象児童は、今までと同様に中学校卒業までは子ども医療費助成制度、高校卒業までは高校生等医療費助成制度を利用出来ることから、自己負担額が増額となることはございません。

また、ひとり親制度の親でございますけれども、千葉県の資料によりますと、おおむね6割程度の利用者は、月1回程度の受診であり、自己負担額が減ると考えております。ただし、非課税世帯でないひとり親が、同一医療機関に月に4回以上通院した場合に限り、自己負担が増額となるケースも想定出来ませんが、今回のこの後、補正予算で委託料を計上させていただきますけれども、令和3年4月からは、福祉課窓口による償還払いの申請から、医療機関で受給者証を提示する医療機関等での現物給付を予定しておりますので、負担軽減になることも考えております。

また、周知についてのご質問でございますけれども、事前に11月号広報で周知したという

ことで、10月下旬に広く町民には周知のほうさせていただいたところであります。また、今回、児童扶養手当の受給対象者がひとり親手当の受給の対象になることから、11月中旬に発送ということになったことから、11月初旬に医療機関等を受診された方は300円、または無料になるということを理解出来ていなかった親の方もいたかと思えます。

ただし、次年度以降、今、お話ししたとおりシステムで現物給付化することになりますので、次年度以降は11月初旬から負担額が現物給付という形で利用出来るということで理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 命により、お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるように、例年の若者の健診の受診者数から見込めば、1日当りは単純に10人程度かというふうになりますけれども、若者健診の通知の対象者の中には国保と社保加入者がおります。そのうち、社保加入者につきましては、全体の8割近くを占めております。

社保の加入者につきましては、資格の喪失や、あるいは勤め先の健診の体制など、流動的なところがございます。地区割り、時間指定を行っても実際の受診者がどのように偏る可能性があるかというところで、見込みづらいところございました。結果といたしまして、1日当たりの受診者でございますけれども、本町は、他町を視察した中で、動線を勘案して1日当たり100人程度かなということで見込んでおりました。施設として、密を回避しながら出来るのが100人位かなというところで見えておりました。

結果といたしましては、日にちによって異なりましてけれども、1日87人から、あるいは多いときは131人で、平均して115名の方の出入りございました。それは特定健診に限ってですけれども、時間指定よりも、30分から1時間早くおいでになる方もいらしたりして、指定した受付の時間を優先して対応させていただきました。

人数的には、結果としてほぼマックスの受入れだったかなというふうに捉えております。これ以上増えるということは、健診の流れの中で、密が起りやすい状況になる可能性があったというふうに捉えております。

先程の提案理由でも申し上げましたけれども、本年度は初めての時間指定の試みでありまして、後期高齢者を含む受診者が指定どおりにおいでいただけるか、また事前の体調のチェック等もございましたので、会場の中も、そして外も密にならない状態で、感染のリスクを

減らし、安全に健診を行うことに重点を置き、実施して参りましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（今関澄男君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思います。

公園の関係なんですけれども、総合戦略の中でも子供の居場所を5年間で、これから5か所程度つくっていききたいという話をさせてもらいました。議員おっしゃるように1か所にまとめたほうが利用が多いんじゃないかという考えもあります。その辺については、これから造っていく施設ですので、施設の設置出来る場所があるのかも検証しながら、また安全性なども確認しながら町長が先程言いましたように、町民のニーズに合わせ、順次整備していきたい、一回には出来ないんで順次整備していきたいという考えでございます。

また、中央団地、どれ位の利用が、健康遊具、見込みがあるのか、使っているのかということなんですけれども、町としては、総合戦略で、健康まちづくりについても推進していくということでございますので、高齢者の健康も含め、子供の健康、子供がそれで一緒になって遊べるような遊具を作っていくということで、健康遊具ということを設置していきたいなというふうに考えております。

また中央団地の利用のところなんですけれども、現在、作ってからも、かなり年数がたっております。使うときに、ちゃんと使えるのかも、これから見ていかなきゃいけないんですけれども、今現在は、中央団地の方だけではなく、中央団地以外の方もご利用が多いというふうに区長さんからも聞いておりますので、その辺も見据えながら、使い込みが出来るような形にしていきたいなと思っております。

また、健康遊具については、周知もして、これを使うと健康になるよということを皆さんに知ってもらいながら、多くの人に利用してもらおうような形で、推進していきたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 一つ目、二つ目について、多少重複するんですが、私、今、36歳なんですけれども、同世代の友人や子供の保護者の方が亡くなることをちょくちょく耳にします。コロナによる病院の受診控えなどもあると思うんですが、自己負担がなくなれば、通院もしやすくなると思いますし、病気、疾病の早期発見の機会があるのだと思います。なかなか若い人が病院に行くのって調子悪くなってからじゃないと行かないと思うので、こういう健診

など、早期に発見出来る機会は極力減らさないでほしいと思います。

公園整備について、天然芝とかいうのは初めて聞いたんですけども、また多分、予算も変わって来るのかなと思います。今後、説明はあると思いますが、流動的になるのかなという気がします。

中央団地の公園、ほかの地区からの方がいらっしゃるという話は聞いたんですが、リバーサイドもそうなんですけれども、近所にキャンプ場が出来たりして、多分、中央団地の下に道の駅が出来て、そこに住んでいる人以外の方が入って来る。住民としてはちょっと気持ち悪いなというのは正直あります。その辺について、近隣住民への説明等はあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（今関澄男君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 若い方の健診の関係でございますけれども、実際に、今回の集団健診につきましては、集団健診のほうは、若者の方はご遠慮いただきましたけれども、本町においては個別健診で代替でやれる状況をつくっておりますけれども、実際のところ、例えば管内におきましては、個別健診自体の契約をしていない自治体も多数ございます。

そういったところでは、より多くの方に健診を受ける機会を設けたいというところでは、本町においてはその辺は考慮しているところではありますけれども、ただご案内しても、反応のない方とかもいらっしゃいますので、今後も若い方も含めて町民の健康について、アプローチをして参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（今関澄男君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 公園なんですけれども、外の方が、地区外の方が入って来るということで、安全性とか、そういうことが確実に守られるのかということだと思っておりますけれども、一般的に公園、制限をしてこの人たちだけが使うという公園はあまりないと思います。また、町外の人もう入ってきて使ってくれるということは町を知ってもらうということで、非常にいいことであるかというふうにも感じております。

しかしながら、議員が心配されるようなところもあると思います。その辺については、安全に使ってもらうだとか、皆さん、地域の人と仲よくしてもらうだとか、そういうことをどういう形になるか分かりませんが、看板とか何かを立てながら、そういうことで、皆さんで楽しく安全に使ってもらえるようにしていきたいなというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

これで2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（今関澄男君） 次に、4番、酒井康雄議員の一般質問を行います。

4番、酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

一般質問を行います。

初めに、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故以降、エネルギーの自立や、温室効果ガス低減効果などの観点から、基幹電源と位置づけられている原子力発電への依頼が揺らぎ、一気に自然エネルギー、太陽光、風力、水力などを使った発電と、地球温暖化対策が加速されました。

また、2015年7月、国において策定された長期エネルギー需要見通し、いわゆるエネルギーミックスにおいて、2030年度に再生可能エネルギーが電源構成の22から24%を占めるとの見通しが示されました。

本町でも、エネルギーの分野における急激な社会情勢の変化に対応するため、太陽光発電設備の設置を推進しており、固定価格買取制度、いわゆるFITの導入もあったことから、町内でも急速に太陽光発電設備が普及し、今後もさらなる設備の設置が見込まれています。

そこで、質問の第1点目ですが、町は太陽光発電事業を今後どのように推進していくのか、国、県、周辺市町村の取組と睦沢町の現状を鑑みてお答えください。

その一方、太陽光発電設備の設置等に関する基準や規則がほとんどない中で、設置に伴う災害の発生等による生活への影響が懸念されるなど、様々な問題が発生してきました。

このため、町は、太陽光発電設備の設置に対し、条例を策定する必要があると考えます。景観の阻害、太陽電池モジュールによる反射光、生活環境の悪化、雨水の敷地外への流出による下流域への影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、土地利用上の影響、計画地の地域住民への説明不足など、太陽光発電設備の設置に対して、町民から不安の声をよくお聞きします。太陽光発電設備の設置に当たっての町の考え方、事業者に対する適切な導入及び自主的な取組に向けた方針を示すことで、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及を図る上でも、町民の安心・安全を確保するとともに、良好な生活環境、自然環境及び景観を維持出来るのではないのでしょうか。

そこで、質問の第2点目ですが、太陽光発電設備の設置に当たり、生活環境や自然環境に影響を与えることが予想されます。国や県のアセスメントの対象とならない場合、町として、太陽光発電設備の設置に係る条例を制定する考えはありますか。

聞くところによりますと、千葉県では千葉県環境影響評価条例、施行規則等の改正について、質疑、意見に対する見解が令和2年2月21日に示されました。その内容の一部を取り上げますと、1、千葉県の急傾斜地は全国で13番目と比較的多く、斜面に太陽光パネルを設置する場合、土砂災害等が懸念されるため、面積だけではなく、設置場所による差別化を図れないだろうか。

2点目、FIT制度において、その技術的なガイドラインを見直す中で、崩壊の危険性等をどう扱うか、大きな課題である。

3、森林、特に傾斜面になっているところでは、土砂災害等の問題が生じやすいと考えるが森林については、林地開発許可が必要になるのではないか。

4、日本の環境において、湿地と草地在り、数ヘクタール程度の規模の草地でも、生息出来ない種もあるため、草地に関しては小規模のものでも対象に出来ないか。

5、県内のFIT認定件数は、令和元年10月末時点で約2万5,000件あり、50キロワット未満の約93%を占めている。現実的にどこまで対象にすべきか考えるべきではないか。

6、砂斜面の崩壊や、浸水しやすい台地、千葉県独特の災害を念頭に置いた上で、簡単にアセス等の仕組みを使い、小規模のものも捕捉すべきである。既にFIT認定を受けた事業は、環境影響評価の対象とならないのではないか。

7、太陽光パネルの撤去、廃棄については、耐用年数の問題や、効率的なパネルへの変更など、ほかの発電事業に比べて、リプレースのサイクルは早いと考えられるが、リプレースも環境影響評価の対象になるのか。

8、パネルの撤去、廃棄が予想されている場合は、発生量や処分量を整理し、環境影響を出来るだけ回避、低減するためにどうすべきか。これらをさらに検討し、千葉県は、環境影響評価条例の中に、太陽光発電設備の設置項目を加え、令和3年4月に制定する予定であると、先日、環境政策課担当よりお聞きしました。

管内でも、長生郡市でも、4市町村が条例、または指導要綱を制定されました。平成30年4月に長柄町太陽光発電設備の設置条例。平成30年4月、長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱。令和元年8月、長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱。令和2年4月、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱が制定されました。

そこで、事業者の太陽光発電設備の設置に当たり、工事内容の地元への説明会を開き、行政も、施行時、供用時、そして事業終了時まで、指導・助言を与えられるよう、法整備すべきではないでしょうか。千葉県では、鴨川地区における大規模開発での反対運動、小中規模開発における景観、山林伐採、洪水、のり面の崩壊、動植物の生態系の問題など、数件発生しているようです。

最後の質問です。

第3点目ですが、町は、これまで地域住民から、太陽光発電設備の設置に関わる問題点や、課題についての要望に対し、どのように対応してきましたか。さらに、今後どのように対応するのか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 酒井康雄議員の通告にあったご質問にお答えをさせていただきます。

まず、太陽光発電設備の設置についての1点目。

太陽光発電事業を今後どのように推進していくか。

また、2点目の設備の設置に当たり、国や県のアセスメントの対象とならない場合、町として、太陽光発電設備の設置に関わる条例、または指導要綱を制定する考えはあるか。

3点目の地域住民から、太陽光発電設備の設置に関する問題点や課題についての要望があった場合、どのように対応するかについて、お答えの順番が前後してしまうことをご理解いただきますよう、まずもってお願いをいたします。

本町では、現在、太陽光発電設備の設置に対し、農地での設置を除き、特段の規制がありません。農地法における転用案件についても、農地法から来る規制のため、隣接農地所有者、耕作者への同意及び影響が特になければ、千葉県に許可はなりますが、設置をすることが可能となります。

しかしながら、太陽光発電設備設置後に、設置下部における草刈り等の管理不足や、軽微な土砂崩れに対する苦情などが数件ございました。町としても、個々の案件に対し、設置業者に連絡を取り、その都度の対応をしてもらえるよう、お願いはするものの、指導すべき基準がないことから、指導に苦慮している事実もあります。

また、近隣市町村においても、同様事例が多いことから、平成30年頃から条例や要綱、ガイドラインを制定し、規制の強化を図ってきておるところであります。

6月の議会においても、伊原議員から同様なご質問いただきましたが、私は、本町においても、生活環境及び景観の保全、災害防止のための規制は必要であり、作成の指示を行い、

この11月26日に睦沢町環境条例に基づく、審議機関である環境審議会へ、睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱（案）を示し、審議をいただいたところであります。委員の皆様方からは様々なご意見をいただき、継続審議となったことから、制定にはもう少し時間をいただきたいと思っております。

私自身、再生可能のエネルギーの重要性は認識をしておりますが、それにより、地域環境の破壊や、地域住民が困惑することがないように、しっかりとした地域の合意形成のもと、適正な推進をすべきと考えているところであります。

ご理解を賜りますようお願いをいたします。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（今関澄男君） 4番、酒井議員。

○4番（酒井康雄君） ご答弁ありがとうございました。

昨年の6月ですね、議会で伊原議員がご質問された件、そこだけ訂正させていただいてよろしいでしょうか。

私も伊原議員から色々とお聞きしまして、今回の一般質問に臨んでおります。ですので、誤解のないように、よろしくお願ひしたいと思います。

また、お聞きしますと、環境審議委員会ですか、環境審議会ですか、どちらでしょうか。

〔「環境審議会」の声あり〕

○4番（酒井康雄君） 審議会。はい。11月26日に前向きの姿勢が出たということも、中村議員のほうからもお聞きしております。昨年に比べて、一歩、二歩、前に進んでいるかというように思いますので、大変うれしく思っております。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

睦沢町の人と環境についてですが、豊かな自然環境と調和した快適で潤いのある生活を営むことは、誰もが願うところであり、自然と共生していくことが求められていますが、と町でも、ホームページ等で掲載されています。一方で、産業振興では、経済産業省、地産地消型再生可能エネルギー等、面的ですか、利用等推進事業の補助採択を受けて、むつざわスマートウェルネスタウンでのエネルギー供給事業を推進しています。民間の力を使って、町が活性化する方向に導いているというところですか。

しかし、ここに数多くの太陽光発電設備について触れていません。この点を踏まえ、環境審議会では、今後、どのように睦沢町環境問題を取り上げ、審議され、会議内容を公表するのでしょうか。また、太陽光パネルの撤去、廃棄処分についてお答えがございませんでした。

が、環境影響が出来るだけ回避、低減し、不法投棄等を引き起こさないようにするために、行政はどんな準備をするか。条例なり指導要綱をつくるということで対応するのかもしれませんが、どのような指導を行っているか。

先程町長のお話ですと、指導といいますか、苦情があった場合に対応するとは言うけれども、強制力はないと。法的根拠がない、指導要綱をつくっても、現状と何ら変わらない部分もあるのではないかというふうに私は思います。

そのためにも、3点目。

条例または指導要綱を制定するための今後のさらなる検討をお願いしたいというように思います。その母体となる環境審議会、こちらのほうの年3回ですかね……2回、では、審議する回数が少な過ぎます。また、この議場で提案をするまでの運び、これもやはり2回では少な過ぎると思います。もっと丁寧な審議をし、臨んでいただければというように思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって環境審議会での内容についてですが、ある程度、太陽光発電設備の指導要綱をこちらでいすみ市、または近隣の市町村のガイドライン等を見た中で、睦沢町に合ったものをお示しをしたところであります。

確かに、近隣町村の指導要綱、ガイドラインを見た中で、睦沢町版にしてお示しをしたわけですが、地域の方々のご意見がそこに合意まで至らなかったところで、地域の皆様方の、審議会の委員の皆様方の意見をさらに追加をして肉づけをして、睦沢町に合った要綱をつくっていきななと思っておりますので、ご協力のほどお願いをいたします。

また、先程議員おっしゃるとおり、現段階では指導すべき基準がないことから、10年後、20年後の太陽光パネルの撤去指導についても、細かに明記をしたところがございますので、そこら辺も、要綱には含めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今関澄男君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） 命により、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、条例、指導要綱制定に当たりまして、環境審議会、こちらの役割について、少し補足をさせていただきたいと思えます。

私どものほうに、町長のほうから、こういった一般質問、住民の方々の声があるということで、環境審議会に、是非その指導要綱もしくは条例を考えていただけないかということで

お話がありました。よって、環境審議会というのは、調査、諮問、審議をする機関でありますので、そこを中心に、今回その条例もしくは指導要綱、こちらの整備を図っていきたいというふうに考えております。

また、会議の内容の公表ということでございますが、今回は、直接住民の方々に関わる部分が多分にあると思いますので、その会議の結果、会議録についてはホームページ等々で公表のほうをさせていただければというふうに考えております。

二つ目の太陽光パネルの廃棄の件がございました。

太陽光パネルの廃棄につきましては、今、経済産業省のほうに売電を目的に計画を出す場合は、その計画内容の中に、廃棄の手数料分も含めた事業計画を組まない限りは、認可が受けられないことになっております。よって、予定当初の事業計画から廃棄も含めて、事業に盛り込まれているということでご理解をいただきたいと思っております。

また、廃棄につきましては、様々なご意見がありますが、あれは事業者の財産という形になりますので、行政が一方的にそれを片すとか、そういったことはなかなか難しいところがありますので、そういったのがないようにするために、条例もしくは指導要綱に、そういった管理をうたっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 酒井議員。

○4番（酒井康雄君） 環境審議会の内容、また、今後の取組、公表をいただけるということで、一步また前進したかと思っております。

最後の質問になります。

私も、現在の太谷木ではなくて、小滝に住まいを構えているときの問題からスタートさせていただきますが、以前、KDDIですか、下之郷の携帯電話の基地局の設置、いきなり立ちました。あのときに、住民説明会を十分行わずに、建設、運用開始ということになりました。そこで、事後の説明を行い、何度も行って、ここの改善センターですか、出席して和解を求めるようにしました。

そのときに、建設までの経過、問題になったのは、電磁波、そして、いきなり豊かな自然環境のある、小滝下之郷の山の上に、鉄塔が立った景観の問題等が話し合われました。これも、町や県が事業者からの届けを安易に受け入れたために起こったことでした。

これ以降、各市町村で、この建設に当たって、条例や指導要綱が制定されたように聞いています。この教訓を、是非今回の太陽光発電設備の設置に当たる指導要綱または条例を制定

するに当たって、教訓として、お考えいただきたいというように思います。

あくまでもやっぱり町民が豊かだと、町長は言っていますけれども、幸せに送れるまちづくりということで、心の問題も含めて、ご検討いただき、今、行われているコロナ対策の経済と、それから感染予防の綱引きと併せて、やっぱり太陽光発電設備の設置も、開発行為の推進と、やはりそれを守るべき環境保全、環境影響の出来るだけ低減する働き、この点を是非、国も今、法制されていないので、行ったり来たり、色々やっています。こんなことでは、住民も安心して生活出来ないという面もありますので、この設備の設置に当たっても、是非、法令化を私は考えていますので、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 過去の経験からのご意見ありがとうございます。

睦沢町人と環境について自然と共生していくということで、地域の方々が健康に、また、幸せになるために、造ってはいけない構造物についてはしっかりとガイドラインなり要綱なり、そこら辺も話し合った中で造っていきたいと思っております。

また、先程電磁波等ありました太陽光についても、その反射について、また、その一部の気温が上がってしまう等々の日本国内からのいろんな話もありますが、そこら辺も考慮した中で、しっかり指導出来るような要綱、ガイドラインをお示し出来るようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（今関澄男君） これで、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

次の一般質問に入る前に暫時休憩としたいと思います。10時55分まで休憩としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時41分)

○議長（今関澄男君） それでは、休憩前に続きまして会議を続けます。

(午前10時55分)

○議長（今関澄男君） 各議員、また執行部の皆様方に申し上げますが、コロナ対策で今マスクをしております。声がなかなか通らない場面もございますので、この演壇の前で発言する場合、前に泡沫のつい立てがございますので、ここの演壇で発言する場合はマスクを外して発言出来るというようなことで、お願いをしたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（今関澄男君） それでは、次に、9番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○9番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、令和3年度は、コロナの影響等など、国全体の状況を考えますと、町の運営は大変厳しくなると思われれます。

町長は就任したばかりでございますし、公約もでございます。ご自身でやりたいと思われる施策も多々あることでしょう。

令和3年度が本格的な初の予算編成となるわけですが、限られた予算の中での創意工夫はもちろん、住民サービスの低下を抑え、住民の皆様に納得のいただける予算としなければなりません。基本的な住民サービスはもちろん、教育や福祉など削るべきではない分野もございます。

しかし、このような状況ですと、取捨選択しなければならないこともあるかと思えます。町長は現状を踏まえ、どのような予算編成を考えているのか伺いたいと思えます。何を選択し、どこを削るのか、お聞かせください。

また、議員時代に町長がこだわられていたように見えた機構改革への考えがあるのかどうか、これは、行政報告や後の議案にも出て来るようですが、内容をお聞かせください。

二つ目、道の駅について。

昨年9月のオープン以来、広域農道沿いの入り口付近において事故が数件起こっております。私が偶然通りがかって見ただけでも2件ありました。

茂原方面から入ると入り口がとても入りにくく、また出るときもドライバーからすると周辺が見えづらい危険な入り口のように思います。以前、道の駅が出来る前に質問した歩行者への安全については配慮されておりますが、ドライバーの安全については配慮不足かと思われます。

道の駅は、国土交通省によると目的や道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興や安全の確保に寄与するものとしております。現在の状況ですと、安全対策という面において少々道の駅としていかなもののでしょうか。町として対策を考えているのか伺いたいと思えます。

また、道の駅にオリーブ加工施設がありますが、現在の状況はどうなっていますでしょうか。道の駅むつぎわのホームページには、オリーブの収穫時期には搾油風景も見学いただけますとしておりますが、現在稼働している様子は見られません。道の駅は多額の資金が投入されつくられた施設です。その中で稼働していない施設は非常に目立ちます。オリーブを使った商品開発などもしていき、道の駅で販売するという話も聞いておりましたが、それも加えてどうなっていますでしょうか。

三つ目、教育について。

町長は就任後、陸沢中学校のトイレ改修などの予算化など、教育面において力を入れていくお考えがあるのだろうと推測されております。

町長は、公約において、地域ナンバーワン教育に取り組むとしておりますが、町長の考える地域ナンバーワン教育とはどのようなものか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町政についての1点目、令和3年度は、国全体の状況を考えると町運営は大変厳しくなる。町長は、その中でどのような予算編成を考えているのかについてであります。

総務省の2021年度予算概算要求の内容が公表されましたが、地方交付税の総額は、自治体に配分する出口ベースで2.4%、3,949億円減と言われており、コロナ禍の影響による収入の減は、本町の予算にも影響して来ると考えています。

本町の財政状況を、財政健全化判断比率のうち、将来負担比率によりご説明をしたいと思います。まず、将来負担比率とは、地方債の残高など地方公共団体が今後支払わなければならないものの大きさを示すものとなっています。この指標には、基準値が設けられており、基準値を超えた場合には地方債の起債の制限及び国や県からの勧告を受けることとなり、計画に基づいた制限付きの予算編成を実施していくこととなります。

また、将来負担比率は、基金残高にも影響されることから、基金の取崩しにより、充当可能基金が減少すると将来負担比率は増加します。近年、財政調整積立基金等の取崩しが増加しており、将来負担比率の悪化を防ぐためにも、基金の取崩しを抑える必要があると考えております。

本町の将来負担比率は、県内、町村の平均よりも高く、財政力指数は県内町村で見るとワースト2位になります。自主財源の少ない本町としては、非常に高い値となっております。

であります。

また、近い将来見込まれる学校建設に関わる教育施設整備基金への計画的な積立てが必要であるとも考えております。

このように、町の財政状況が逼迫し、税収等の大幅な増加も見込めない中で十分な住民サービスを実施していかなければならないこと、また、限られた歳入の中で、予算編成には十分な精査、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドが必要となることから、各課長を中心とし、限られた予算配分で、責任を持って課の運営、要は課の経営をしてもらいたく、一般会計については、新たに枠配分による予算編成を行うことといたしました。

枠配分方式については、歳入予算規模を試算し、そこから令和2年度当初予算ベースで、歳出の義務的経費等を除き、私の政策に関わる配分を加えて調整し、一般財源を各課に配分することといたしました。

これまで以上に歳出の縮減に努め、持続可能な健全財政の堅持に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の機構改革への考えはあるかについては、本定例会に議案として上程させていただきますが、先程の予算編成の考え方でもご説明したとおり、限られた財源の中で行政運営をしていかなければなりません。限られた財源や職員数の中で、質の高い、そして効率的に行政サービスを実施していく必要があります、急速に高齢化社会が進む中、包括的な支援体制を強化し、また、地域経済の振興を図るため、事務事業の所管替えや課の統合など、来年度の機構改革に向け、準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、道の駅についてでございます。

1点目の、昨年オープン以来、入り口付近にて事故が数件起こっているが、町として対策を考えているのかというご質問ですが、道の駅の出入口については、以前から議員からご指摘をいただいております、令和元年10月に茂原警察署交通課とも現地調査や協議を実施しました。

協議の結果としては、まず、広域農道からの出入口ですが、現状を見る限り支障はないので、もし安全対策を実施するのであれば、道路管理者の判断で実施されたいということで、町では、新たに右折レーンの路面カラー表示を提案し、実施をしたところであります。

この際にも、警察署からの指導の中で、一般的なあずき色がよいということでしたので、そのように工事を実施したところであります。また、県道から右折進入についても、現状を見る限り支障はないが、あえて言うならば設置済みのポストコーンの間隔が少し広いように

感じられるので、新たに増設することで有効な対策となるという指導があり、既設ポストコーンの間にポストコーンを増設いたしました。併せて、歩道縁石への乗り上げ防止についても、縁石部分にポストコーンを設置いたしました。

しかしながら、議員おっしゃるように、広域農道側で、警察からの情報では、本年9月に車両が歩道のガードパイプを擦ったという物損事故と、10月には出入口で自動車同士の接触事故が起きております。幸いけが等はなかったものの、事故が起きている事実もありますので、いま一度11月末に、茂原警察署交通課と現地で立会いを実施したところであります。

警察の意見では、特に問題はないということでしたが、町側から提案があれば検討したいということから、町としては、入る車両と出ていく車両の動線が一部重なる場所も見られるので、中央に設置しているポストコーンを、少し上之郷交差点寄りに移動し、動線が重ならないようにしたらどうかという提案をしております。今後、警察署から回答があるとは思いますが、出来ることから対応して参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

2点目のオリーブ加工施設の現状はとのことですが、加工施設は、当初、今年度からオリーブの搾油やテーブルオリーブの製造を予定していました。搾油機の稼働には最低80キロのオリーブの実が必要となりますが、夏以降のオリーブの結実状況から、当初予定していた収穫量には届きませんでした。予定していた収穫量に至らなかった理由としては、花粉の飛ぶ受粉期となる7月の長雨の影響が多いと考えられております。

このことから、テーブルオリーブのみの製造を行っております。今年についてはテーブルオリーブとして加工し、睦沢産初のオリーブとして瓶詰加工をしております。しかし、数量的に販売までは難しいため、PRを兼ねた試供品として道の駅で試食コーナーを設け、試食の評価を行うことを考えています。

また、年明けには、道の駅レストランと協働した漬物加工品の製造を進めていきます。これは、保健所にも確認しましたが、食品衛生法の改正が行われる来年6月までは問題なく、その後、基準に適合させるまで3年間の猶予ありということでもあります。

さらに、加工施設を活用し、こうした加工品を道の駅ブランドとして売り出すためのラベル貼りなどの作業場として活用いたします。

なお、収穫量は天候等の影響を大きく受けるため何とも言えない部分はあるものの、事業者としては来年度以降、オリーブの搾油とテーブルオリーブの製造の両方を実施出来るものと考えておると聞いているところなので、ご理解をお願いいたします。

三つ目、教育についてお答えをいたします。

私の考える地域ナンバーワン教育への取組とのことですが、選挙の公約にも、こども園、小学校、中学校の連携をさらに強化し、地域ナンバーワン教育に取り組むことを訴えさせていただいております。

まず、私の考える地域ナンバーワン教育とは、標準学力調査や部活動で優秀な成績を収めることなど、いわゆる英才教育を進めるというものではないことをまずはご理解をいただきたいと思います。

私自身の経験値になりますが、私自身の教育との関わりは、学生時代から続けていた種目ではありますが、バスケットボールを、社会人になり町の社会体育のクラブチームで継続をし、別の種目の仲間とも、町の社会体育の発展について色々と話し合ったことからスタートをしております。

そして、私ごとではありますが、自身の子の幼稚園、こども園、小学校、中学校と、本町での教育の中で育ち、その間にはPTAの役員や青少年相談員を務め、また、ふれあいスポーツクラブの理事として、学校運営協議会の会長としてコミュニティ・スクールを推進し、子供たちと関わる機会や学校からの情報を聞く機会があり、子供たちの成長の中でこんなことが必要んじゃないか、また、何か不足しているんじゃないか、私なりに教育とは何かを考える時間でありました。

私の言う地域ナンバーワン教育は、学校教育に限って言えば、いつの時代も、どこの地域でも、身につけさせたい力は豊かな心や健康な体、思いやりの心、自ら学ぶ力をつけさせることですが、私は睦沢の子供たちがこれらの力をベースにグローバル化の社会、また、経済産業省の研究会でもまとめられているように、企業での即戦力に答え得る人材の育成が求められていると言われる中、基礎学力や専門知識はもちろん、コミュニケーション力、課題解決力、論理的思考力、創造力など、学校を離れ、社会生活、職業生活を営んでいく上で必要な力をつけさせることが特に重要だと思っております。

現在、教育委員会では、園小中一貫教育校として、「自ら一歩をあゆみだす15歳」に成長させようと、15歳の姿をそれぞれの先生方が共有した学習活動が進んでおります。

議員のときには、幾度となく一般質問でも睦沢の教育について議論をいたしました。先生方だけでなく、地域の力も活用し、地域も子供たちの成長を共有する取組に私も賛同しているところでもあります。

このような教育環境や学習環境の中で育つ子供たちに、将来の睦沢町を担う力を身につけてもらう教育が、私の目指す地域ナンバーワン教育であります。もちろん、学校教育だけで

なく、社会教育、生涯学習教育にも、町民が地域ナンバーワン教育を目指し、この取組を誇りにしていただきたいと思っております。

今後も、教育委員会と連携し、目指していきたい教育であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○9番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございました。

予算については枠配分方式ということで、なかなか厳しい状況であると理解しておりますが、その中で、先日、住民の方から、睦沢町は住民税が高い、これからも不安だというお声を聞いたんですよ。でも、例外はあるにせよ、住民税は大体全国同じはずなんです。

高いと感じるということは、町の運営もしくは住民サービスがご納得いただけないか、もしくはそのほかの負担する費用が高いと感じるか、そういったことだと思うんですよ。ですから出来るだけ住民サービスは削らない方向がいいと、町長もそうは感じておられることだと思います。

それで、枠配分方式ということで、これまでの住民サービスとは変わりがないと、そうしてやっていけるのかどうか、そこをきちんとちょっとご説明していただきたいのと、最低限のことを死守して、さらに工夫して、新しい町長のカラーを出していく、そういったことに私は大いに期待するところでありますので、そこは頑張ってくださいたいのでございますが。

それと、道の駅でございますけれども、私、道路というより入り口なんですよ、問題にしているのは、道路から入るところで、この入り口が合っていないとか、かみ合っていないような気がするんですよ。それ何か、私が通ってもいまだにちょっと冷やっとするとか、何か入りづらい道の駅だなという印象を持ってしまうんですね。

今は新しいですし、道の駅も。物珍しさで大勢のお客様がいらっしゃってくださっております。ですが、ああいった入り口というのは、多分記憶にお客様が残って、後々あの入りづらい道の駅という印象が残ってしまうんじゃないかなと、道の駅の評判にも関わって来るのではないかと私は危惧しておるわけなんですよ。

人命に関わるような事故は、ありがたいことにはないようですが、多少は本当に起こっていると。そういったことを考えると、使用者の安全、地域の安全、道の駅のスムーズな運営を考えるのであれば、あの箇所は、入り口のことですよ、すぐにでも改修すべきではないだろうかと。

運営が来年度は大変厳しいとおっしゃっている中で言うのは大変心苦しいのですが、ただし、何かがあってからでは遅いですし、あそこは新年度予算にでもすぐに反映させるべきではないかと私は考えております。町長の意見をお聞きしたいと思います。

機構改革と、この後の議案に出て来るのでそんなに質問してもという気もあるんですけども、統合という言葉がございました。そうやって来ると、課を統合していくという話ではあるんでしょうけれども、効率化とおっしゃっていましたが、統合することによって得られるメリット、職員側と予算的なもの、そういったものはどれだけあるのか、ちょっと分かるようでしたらお聞かせください。

また統合となると、業務が、以前はやっていたんですから出来るだろうとは思いますが、膨大になって、やはり課長と副課長だけでは回らないところもあるんじゃないかと思うんですけども、主幹を置く考えはまたあるのかどうか、それをお聞かせください。

あと、オリーブの加工施設ですけども、道の駅は多額の資金を投入して造られたものですし、天候というのも分かるは分かるんですよ。ただ、単に見込み違いでした、オリーブがなかなか出来ませんでしたという話では、ちょっと済まされないのではないのかなど。議会側としては、町の説明を信用して予算を認めているのですから、遅滞なく事業は進めていただきたいものです。これはね、議会と町の信頼性にも関わるかと思いますが、私は。

そして、教育ですね。町長は、英才教育ではない、豊かな心、健康な体を育み、社会で通用する力をつけさせる、私も本当にそのとおりでと思います、はい。ですがですね、もうちょっと具体的に、何をどうしたいのかというのをお聞かせ願えればと思うんですけども、私の私見でございますけれども、長野県で森のようちえんぴっぴという幼稚園があるんですけども、軽井沢の豊かな自然の中で、園舎を持たない野外保育で、多少の雨でも野外で保育するという徹底ぶりの、主な目的は自然遊び、自由遊びを体験することじゃなくて、森と仲間と共に様々な経験を通して出会い、心のつながりを築き、仲間への信頼感、自分自身への信頼感を育てるというものなんですけれども、これって、町長のさっきおっしゃっていた教育に関する考えと本当に似ているんじゃないかなと思うんですよ。それで、この幼稚園のおかげで、報道によると、東京、千葉、埼玉などから関心を持ってそのまま移住というケースもあるんだそうです。

地域ナンバーワン教育、本当にそれで移住者が増えれば本当に素晴らしいなと思うんですけども、まるっきり同じものという気は、お願いしますという気はないんですけども、こういったある意味衝撃的な、でも元始に立ち返った教育というものを睦沢もこれから考え

てはどうかと思うんですけれども。町長がどれだけ出来るか、ちょっとお聞かせくださいなと思います。お願いいたします。

○議長（今関澄男君） 町長。

○町長（田中憲一君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、予算の各課配分についてであります。今までの予算については、私も議員の立場として全体の流れを見ているやにとどまっておりましたが、今回就任してから細かなところまで見て予算を見させていただくことになっております。

その中で、今までは、各課で予算を要求して財政で一括的に削減をする、本当に各課で求めた予算が全体的に一律に削られるのが基になり、予算を執行していたのを見たときに、各課が町民のサービスの質を上げるために、様々、各課の中で相談をして次年度の予算要求をしているにも関わらず、一括で下げるということは、それは違うだろうと。

本当に各課の中で住民サービスの質を下げないためには、先程も言ったとおり、スクラップ・アンド・ビルドじゃないですけども、この事業は、町の住民のためにはなるという部分は必ず強く押し通したい。それを、各課の中で予算配分することで、各課の中で重要視を選択出来るというところに持っていくことによって、住民のサービスの低下にはつながらないと思っております。

しかしながら、予算は全体的に下がっておりますので、中には住民が、例えば健康のための事業であったり、そこら辺で回数が減ったりとかという影響は出る可能性はありますが、それも課の中で、本当に住民のことを、その課に関係のある住民の方々を思って予算を立てていくわけでありまして、そこら辺は住民のサービス低下にはつながらないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、道の駅の入りがらみ部分に関しては、ご質問があつてからその道の駅の入る部分を通るたびに、この部分なかなか入りづらいなあと思って確認はしております。しかしながら、あくまで道路側じゃなくてアプローチの部分なんだよというご意見は、新たに再度、もう一度担当課とも見に行きながら、それが来店していただける、来町していただけるお客様の、道の駅に来ていただける方の変なイメージが植え付けられたまま帰られるのでは本末転倒なわけでございますので、そこら辺もすぐに確認しに行って、何らかの対応をしたいと思っております。

また、機構改革についてでございますが、またこの後の議案のときにも説明をさせていただきますが、まずは、主幹を置く考えは今の段階ではありません。課の中に班編成をした中

で、その班編成の充実を図ることで対応して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、オリーブの加工所についてであります。確かに、私も議員時代にそのオリーブの収穫を見込んで賛成をしたところでありますし、それを町の皆様方に周知をしてこの事業を進めてきたところでありますので、オリーブが出来ないから、製品が出来ないではなくて、確かにそこら辺は、町としても、ほかからオリーブを入荷してでも何かしらの事業展開をするべきだと思っておりますので、そこは改めて見直しをして、来年そこら辺の製品が加工するに至らなかったのであれば、天候によることを理由にしないで、加工は睦沢町だけれどもオリーブは残念ながら半分が睦沢町のオリーブだというようなことで、製品の加工、また販売につながるように指示をしていきたいと思っております。

最後の教育の部分についてであります。確かに、私の今までのずっとスローガンであります、まちづくりは人づくりであると、人づくりは教育に根本があると、教育をしっかりとすることによって20年後、30年後の睦沢町の安定につながるという思いがありますので、議員のご意見をしっかりと賜りながら、教育にも全力で取りかかっていたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○9番（田邊明佳君） 安易な住民サービス低下にはつながらないということで、ほっとしておりますが、予算編成方針や各課の予算請求経過を、全国では細かくホームページにして公開しているところがあるんですけれども、これから、議会でも今、特別委員会を設置して様々な改革を行おうと、時代に即した開かれた議会、そういったものをつくっていかようとしているんですけれども、町も、こういった時代に即した形を取るべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

行政報告では、町長はコンビニ収納も準備しておられるということで、そういった面においては進んでおられるのかなと思うんですけれども、町、議会、町民の皆様の活発な議論のためにも、そういった取組も必要ではないかと思うんですけれども、ちょっとそういった取組をする気があるのかどうかをお聞かせください。

今回の質問は、これからの町長の予算編成に対する覚悟を問い、令和3年度の予算に期待するものでございます。3月の定例会を楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

道の駅、町長も多少感じられたとおっしゃるようで、やっぱりお客様第一でございますし、

私の話になりますが、私の店も入りづらい、縁石に当たってしまうということですので撤去しました。やっぱりそういったスピード感がある取組が必要だと思うんですよ。財政状況が厳しいのは本当に重々承知しております。でもそれをどうにかするのが町長の手腕だと私は感じております。期待を持って、お伺いしております。是非よろしく願いいたします。

あと、聞き漏らしたのかもしれませんが、機構改革による予算的なメリット、それどれ位あるのか教えていただけますでしょうか。

あと、教育ですけれども、町長の教育に関する考えは本当に賛同するものではございますけれども、人口減少を考えると、教育も後々広域化という話も出て来るかもしれません。そういったところであれば、ナンバーワンであれば、それだけ他に対する、そういった広域化とかそういう話が出て来たときにアドバンテージが高いのではないかと私は考えるんですね。それですので、人を引きつける教育を期待しております。

じゃ、道の駅と予算の関係について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、予算を変えることによつてのメリットの部分であります、今回の機構改革の中で、企画と財政を一つのところにしようと考えております。

また、議案でも出て来るとは思うんですが、今までは町を大きくつくっていく新たな事業展開をするときには、企画と財政を一緒にしていたら、企画をするところで財政が予算がないから止める役になったら町は発展がないというところでありました。

大きな道の駅が出来たところで、今回ある程度予算も切り詰めた中で、先程来言っている住民サービスが低下しないように進めていかなければいけない。ここで、企画と財政を取りあえず一つにすることによつて、今は我慢をして、そして予算を学校の建設基金であったり、基金をためて、災害時のためにも財調をなるべく崩さないで、住民の安心のためにとっておく。そこが数字的にはまだメリットとして数は出て来ないわけですが、そういう取組の中でしっかりと基金を残し、また財調も積み上げを少しでも増やしていきたいという、安心の部分でつなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、道の駅の部分であります、確かに、私もこの後、議会が終わったら担当課とすぐ見に行きますので、それで変えるところは変える、来ていただけるお客さんに不快な思いをしないまま帰っていただく、また次に来ていただくリピーターのためにも、すぐに見て対応をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（今関澄男君） これで、9番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

通告されました一般質問は全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第5、議案第1号 陸沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案についての提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第1号 陸沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が本年6月12日に公布され、12月12日に施行以降、町村議会議員選挙においても供託金制度が導入、またビラの頒布が解禁となることから、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動用自動車の使用料、ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターが、条例を制定することにより公費負担の対象となりました。

このたびの法改正は、選挙運動の個人負担を軽減し、立候補しやすい環境を整備することを目的としており、本町においても立候補者の選挙運動の環境が大きく改善されることが期待されることから、本定例会に新たな条例の制定として上程させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

中村総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） それでは、命によりまして、議案第1号 陸沢町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の詳細について、ご説明させていただきます。

まず、条例の第1条でございますけれども、先程町長の提案説明にもございましたが、こ

の条例は、公職選挙法の一部改正によりまして、第141条第8項、142条第11項及び第143条第15項の規定に基づきまして、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る経費の公費負担に関して必要な事項を定める旨の趣旨説明でございます。

第2条につきましては、選挙運動用自動車の使用に対する公費負担の内容について規定しております。こちらは、1日につき6万4,500円を上限としております。

第3条では、選挙運動用自動車の使用に関する届出について規定しておりまして、立候補者と業者との契約内容を選挙管理委員会へ届出する旨について規定しております。

第4条につきましては、第3条により届出のあった立候補者が契約した業者へ、町がその料金を支払うこととしておりまして、内容については、各号にてそれぞれ規定しております。

第1号においては、一般乗用旅客自動車運送業者、こちらにつきましては、ハイヤー・タクシー方式と言われておりますけれども、自動車、運転手、燃料代を含めた請負事業者との契約に関し、支払金額の上限を、こちらは1日6万4,500円を上限としております。この規定をしております。

第2条におきましては、第1号以外の契約、こちらにつきましてはレンタル方式と言われておりまして、レンタカー等を使用する際に関してそれぞれ規定をしております。

まずアにつきましては、1日当たりの車1台の借り上げに対する負担上限額、こちらは1万5,800円と規定しております。次に、イにつきましては、1日当たりの燃料費、こちらガソリンスタンド等との契約となりますけれども、使用した燃料の負担上限額1日7,560円と規定をしております。そして、ウにつきましては、選挙運動用自動車の運転手に対する報酬額の上限額、1日1万2,500円と規定をしております。

続きまして、条例の第5条では、第1号に定めるハイヤー・タクシー方式、第2号で定めるレンタル方式の両方を契約している場合、どちらか一つを公費負担とすることを候補者が指定するという内容でございます。

第6条では、公費負担により、ビラの作成が出来ることを規定しております。

第7条では、公費負担によるビラの作成に関する届出について規定しており、立候補者と業者との契約内容を選挙管理委員会へ届け出る旨について規定をしております。

第8条では、ビラの作成に対し、公費負担となる1枚当たりの単価を7円51銭と規定しております。なお、町村議会議員選挙につきましては、ビラの枚数1,600枚が上限となっております。

第9条では、公費負担によりポスターの作成が出来ることを規定しております。

第10条では、公費負担によるポスターの作成に関する届出について規定しておりまして、立候補者と業者との契約内容を選挙管理委員会へ届出する旨について規定をしております。

第11条では、公費負担によるポスターの作成に対し、1枚当たりの単価について525円6銭と規定しており、また、作成枚数は、ポスター掲示板の数の範囲内と規定をしております。

第12条では、必要な事項は委員会で定めることとしております。

最後に、附則でございますけれども、本条例は、公職選挙法の一部改正する法律の施行日、12月12日から施行することとしております。

詳細については以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第6、議案第2号 睦沢町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第2号 睦沢町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、森林環境贈与税及び森林環境贈与税に関する法律（平成31年法律第3号）の制定を踏まえ、森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、基金を設置する条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） それでは、命によりまして、議案第2号 睦沢町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の詳細について、ご説明させていただきます。

まず、第1条では、条例を制定する目的について規定しており、森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため設置をするものです。

以前の議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、これを財源として事業を行うには、事前に県に相談をかけ、必要があることを認めていただいた上の支出ということになります。

続いて、第2条、基金の原資を示しております。森林環境贈与税をもって充て、積み立てる額については一般会計歳入歳出予算で定めることとしております。

第3条、基金の管理及び保管の方法について規定をしております。

第4条、基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業により発生する収益を処理する方法について規定をしております。

第5条、繰替え運用では、町長の判断により、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することについて規定をしております。

第6条、基金の処分方法について。第1条に規定する基金の目的を達成するため、必要な事業に対し処分することを規定しております。

第7条では、この条例の施行に関し、規則に委任することということで委任の規定を設け

てございます。

附則は、この条例、公布の日から施行すると規定してございます。

説明については以上になります。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊議員。

○9番（田邊明佳君） 設置の項で、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等の財源に充てるためとありますけれども、町としては後々どういったことに使いたいとお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 宮崎産業課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） 町としては、今、森林のほうも荒廃森林というのが大変多くなってきてございます。こういったところを間伐、下刈り等を整備するような団体等が出て来たら、そちらに対する補助金。または、この木材利用の促進や普及啓発というところで、町内産木材等を活用したものを設置するような事業に関しては、こういった財源を充てて実施していきたいと思ひます。

いずれにせよ、まだ出来たばかりのものになりますので、その使途についてはこれから色々な例が出て来ると思ひます。そういったものも勘案しながら、事業メニューは色々なものを考えていきたいと思ひます。

以上になります。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第7、議案第3号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長(田中憲一君) 議案第3号 睦沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

現在、住民ニーズの多様化や少子高齢化等の社会情勢の変化、地方分権や地方創生の推進により、新規事業等による事務事業の増加や事務の複雑化などにより、各課での事務量も大きくなっているのが現状でございます。

このようなことから、これまで以上の効果的で効率的な行政運営が必要であり、限られた財源や職員数の中で、質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。また、町民の皆様にとって分かりやすい組織体制と、町民サービスの低下を招くことがないよう留意し、効率的な組織機構の実現に向け、令和3年4月1日に機構改革を行おうとするものです。

基本的な事項として、課の統廃合であります。

総務課は庶務秘書班と行政管財班として、財政に関することを企画財政課に所管替えをいたします。

企画財政課では、総務課の財政に関することと、まちづくり課を統合し、厳しい財政状況から財政健全化との整合性を図りながら事務事業の見直しを行い、より効率的、効果的に執行する必要があるため、企画班と財政班といたします。

産業建設課では、地域経済の振興を図るため、地域環境整備や農商工等の連携を強めて取り組む必要があることから、建設課と産業振興課を統合し、建設班、産業振興班、生活環境班といたします。

このほか、課の統廃合ではございませんが、現在、健康保険課所管の地域包括支援センターを福祉課所管とし、福祉課において子育て世代包括支援センターと地域包括支援センターを併せ持つことで、世代を問わず子供から高齢者、そして障害、生活困窮などの多様な相談にワンストップで対応出来るよう体制を整えて参ります。

組織等の改編については、町の政策課題や制度改正において随時見直しを行い、行政改革の趣旨を踏まえての統廃合であります。実施に当たりましては、広報むつぎわやホームページ等を通じて周知を行い、住民サービスの向上に努めて参ります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

3番、小川議員。

○3番（小川清隆君） 課の設置ということで、まだ変えてから間もないと思うんですね、設置をし直したと。これは町長の判断で、もっとよりよきものにしていこうという心構えとか気構えだと思うんですけども、ここでお伺いしますけれども、現在の課の配置人数、それと今後の配置人数、もちろん配置人数は決めてあると思うんですよ。決めてあるか予定か分からないんですけども。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（今関澄男君） 総務課長。

○総務課長（中村幸夫君） それでは、命によりまして、課の配置人数を申し上げさせていただきます。

令和2年度ですけれども、正職で言いますと総務課13名、まちづくり課4名、税務住民課8名、福祉課10名、健康保険課14名、建設課5名、産業振興課8名、そして会計課2名、議会事務局2名、教育委員会34名が、今現在の正職の状況でございます。

機構改革後の令和3年度につきましては、今ちょっと調整中でございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 調整中。

小川議員。

○3番（小川清隆君） これ、まだ通っていないので、人数を決めるということは出来ないと
思うんですけども、決めてからでしょうけれども、予定しているのがどの位かというのを
ちょっと伺いたかったのと、あと、この産業振興課と建設課、これが一本になるわけですね。
今現在合わせたら13名います。

これ、事業が忙しいからということで、大変ということで前に分けてあったと思うんです
けれども、これが一つになって、人数がもし、職員数が減るのであれば、やはりそれはそれ
なりにやっぱり事業が進まなくなるということも考えられるんじゃないかと思うんですけれ
ども、これについてどう考えているのかお願いします。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ご心配いただきありがとうございます。

新たに、産業建設課では、班の体制をしっかり立てたいと思っております。

先程説明をさせていただいたとおり、建設班、産業振興班、そして生活環境班というこ
とで、班の体制によって補っていくということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（今関澄男君） 小川議員。

○3番（小川清隆君） 内容はまあ分かります。これから、一本化したり減らすわけですから、
これによってますます町が素晴らしい財政が確立出来るように、やっていただきたいと思
います。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 陸沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決
定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これで午前中の部を終了しまして、暫時休憩に入ります。

午後は1時より開会をいたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

(午前 11時53分)

○議長（今関澄男君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第8、議案第4号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第4号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度税制改正において所得税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、租税特別措置法の一部改正が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、延滞金の割合の特例を規定している、睦沢町諸収入金の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分条例、睦沢町介護保険条例、睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

本改正は、参照する法律の一部改正に伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

それでは、これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（今関澄男君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第9、議案第5号 契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第5号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本件は、G I G Aスクール構想を推進するため、睦沢小学校、睦沢中学校の児童・生徒に1人1台のパソコンを購入するものであります。

今回、児童用310台、生徒用132台を購入するものであります。当該機器の予定価格、税込みは2,466万3,705円で、指名競争入札に付したところであります。

入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。入札結果は予定価格の範囲内で、東日本電信電話株式会社が2,340万5,580円（税込み）で落札し、11月5

日に仮契約を締結いたしました。納入期限は令和3年3月26日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 来年3月までに購入ということですが、これはあくまでも備品の購入だけですか。この備品の使い方とかサポート、あるいは不具合があったときのそういった対応とか、そういうのも含まれているんですか。それとも、どうなんでしょうか。

○議長（今関澄男君） 中村教育課長。

○教育課長（中村年孝君） お答えをさせていただきます。

まず、使い方ですが、使い方については、この補助事業の中でスクールサポートという事業がございます。その中で、専門家の方を入れてどういうふうこれから使っていくかということ、これから決定をいたします。

また、不具合があった場合、今回の購入に当たっては一台一台に保証というものは入れておりません。ですので、買ったもので故障してしまったものは、予備を10数台購入しますので、修理をしながら使っていくということになります。

以上です。

○議長（今関澄男君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） パソコンのサポートというのは、多分同じ会社のほうがいいと思うんですけどもね。この数字、何台というのはこれは予備も含めた数字なんですかね、それとも、別々の料金なんですか。

あるいは、やはり予定価格よりも大分低いということもありますけれども、多分それはそれなりの意味があつてのことだと思しますので、何よりもやはり使い勝手がよくてきちんと使える状態にするということ、サポートも含めることになると思うので、その辺も含めて対応をお願いしたいと思います。

○議長（今関澄男君） 中村課長。

○教育課長（中村年孝君） このサポートのほうでは研修会も実施することになっておりますので、使い方については、教職員への研修会、また児童・生徒への研修会、これも実施する予定であります。

〔「普通は入ってないんですよ」の声あり〕

○議長（今関澄男君） 中村課長。

○教育課長（中村年孝君） この経費の中にはそれは含まれておりません。

○議長（今関澄男君） 含まれていない。

よろしいですか。含まれていないということでございます。よろしいですね。

他にありませんか。

田邊議員。

○9番（田邊明佳君） 1人1台ということで5万5,000円位ですか。ですけれども、スペック的にはどれほどのものなのかということと、パソコンのスペックね。それと、以前にもそういう質問が出ていたら申し訳ないんですけれども、どれ位の頻度で使うのか、ちょっと教えてください。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。中村課長。

○教育課長（中村年孝君） 1点目の質問、ちょっと聞き取りづらかったのもう一回お願いをします。

それから、頻度のほうなんですけれども、頻度のほうについては、例えば小学校5年生、6年生、また中学生になると、授業の中で、今でもパソコン教室のパソコンは大分使用しております。

その小学校、中学校の高学年のほうになってくればその使用頻度というのは高くなると思いますが、小学生低学年のほうではそれほど毎日使うとかという授業は、まだ検討には入っていないんですけれども、今回、このGIGAスクール構想、プログラミング教育も始まっており、また、長期休業に対応出来るという趣旨からでございますので、そのあたりでは使用の方法、この間も全協の中でご質問がありましたけれども、今のところ、先程申し上げましたとおり、高学年になれば使い道は大分、時間の中では出て来るというところで、今のところ検討しておりますが、来年度、またこのパソコンを活用しての学習プログラムも、そのあたりはこれから検討していくところでございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 最初の質問をお願いします。

○9番（田邊明佳君） パソコンのスペック、能力値ですね。

○議長（今関澄男君） 中村教育課長。

○教育課長（中村年孝君） まず、ソフトウェアのほうでは、このChromebookのChrome OSというものと、それから授業支援ソフトということで、Netop Vision for Chromebooksユーザー・ライセンスというもの、それからPC管理ソフトということで、Education Upgradeというものが、そのパソコンの中に含まれたスペックになっております。ハードウェアについては、メモリとして4ギガ以上の対応になっております。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。よろしいですね。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第10、議案第6号 令和2年度陸沢町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 議案第6号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は3,353万2,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ45億7,683万2,000円としました。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

2款1項3目財政管理費は、令和3年度ふるさと納税の運用をコンソーシアム、いわゆる共同事業体体制として事業者に委託することにより、新たな返礼品の掘り起こしや開発が地域密着で幅広く実施され、産業の振興にも寄与した事業の展開が可能となることから、そのシステムを構築するための導入経費を追加いたしました。

2款1項4目会計管理費は、1社の銀行において手数料の値上げがあったことから、追加をいたしました。

2款1項5目財産管理費は、コロナ禍における健診、各課職員用、その他業務に必要なパーティションの購入経費を追加。役場庁舎、農村環境改善センターのトイレ洋式化に関わる改修工事費及び庁用器具費では、サーモグラフィ、ウェブ会議用の設備導入経費を、実績により減額をいたしました。

2款1項6目企画費について、未来の暮らしむつざわサポート事業業務委託は、実績により減額いたしました。地区集会施設等補助金は、妙楽寺地区から要望のありました妙下集会場の浄化槽改修工事に関わる経費を追加いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルスの感染リスクにより心身の負担がかかる中で、町内の介護・障害サービス施設などに従事している職員を対象に、慰労金として2万円の支援を行うものです。また、福祉交流センター空調換気設備改修工事は、実績により減額いたしました。福祉交流センター雨漏り改修工事は、ロビーの上の窓に雨が吹きつけると、雨漏りがして床がぬれ危険な状態であることから、追加をいたしました。

3款1項2目老人福祉費は、昨年の台風により、停電被害の教訓から、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、町内の対象となる施設に対し非常用自家発電機を整備するため、追加をいたしました。

3款1項3目障害者福祉費につきまして、在宅重度知的障害者福祉手当及び心身障害者扶養年金は、それぞれ対象者が1名増となったことから、追加をいたしました。

3款2項2目児童措置費について、子育て世帯への応援臨時特別給付金は、長引くコロナ禍の現状を鑑み、支給対象に令和3年4月1日までに生まれた児童を監護する児童手当受給者を加え、対象者を拡大したことから、追加をいたしました。

3款2項3目母子父子福祉費は、ひとり親家庭等医療費給付事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、医療費等について、これまでの償還払いから現物支給に変更するため、医療費等助成受給券の作成費、システムの導入経費を追加いたしました。

4款1項1目保健衛生総務費は、3款社会福祉総務費計上の介護・障害サービス施設従事者への支援と同様に、町内の医療機関の従事者に、慰労金として2万円の支給を行うものです。

4款1項2目予防費は、健康支援業務委託料を実績により減額をいたしました。

5款1項3目農業振興費について、有害鳥獣駆除員報酬は、イノシシの捕獲頭数が当初の見込みより大幅に増となったことから、追加をいたしました。町農林商工まつり実行委員会補助金は、規模を縮小し、表彰のみ実施することから、減額いたしました。環境にやさしい農業推進事業補助金及び強い農業・担い手づくり総合支援補助金は、計画が県の採択を受けられなかったことから、減額いたしました。イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金は、要綱改正により3年度目の団体が採択を受けられなくなり、面積が減り、減額いたしました。飼料用米等拡大支援事業補助金は、県の補助対象面積が増となったことから追加し、むつざわブランド米生産促進事業支援金は、町内の稲作農家でたい肥を散布している農家を支援するため、追加をいたしました。

5款2項1目林業振興費について。民間事業者が、やすらぎの森に設置した防災用自動販売機の電気料で、民間事業者から徴する使用料を特定財源として充当し、追加をいたしました。また、森林環境贈与税を充当し、木材利用促進モデル事業材料費として、上市場観光交流センターで林地等の境に垣根を作るため、県内産木材を使用した材料を提供するための経費を追加いたしました。

6款1項1目商業振興費について、産業振興推進会議委員報酬は、本町事業所の事業承継に関わる課題について協議するための会議が必要になったことから、追加いたしました。プレミアム付商品券事業補助金は、農林商工まつりに代わる農商工業者支援策として、1冊5,000円で販売し、町内の店舗等で8,000円の買物が出来る商品券として、以前実施したときと同様に、商工会に実務を委託し実施するための補助金を追加いたしました。また、町感染症拡大防止支援給付金、睦沢町事業者支援給付金は、当初よりも件数が減となる見込みから

減額をいたしました。オンラインショップ開設支援金は、ふるさと納税事業の運用見直し、拡充を鑑み、事業の効果が見込めないことから減額をいたしました。

6款1項2目観光費には、コロナ禍で各種イベントが中止になったことによる減額。観光地域づくり育成支援事業は、佐貫地区を拠点とするむつざわ里山ふれあい体験推進協議会が千葉県より採択を受け、地域の活性化を目指し、ヤギの飼育場や周辺の自然資源、またk i tみずさわを活用して、見る、触る、学ぶ、食べるをコンセプトとしたイベントを実施するため、追加をいたしました。

7款4項1目公園管理費は、多目的広場（特定地区公園）について、地質調査の結果から追加の試験が必要となったことから、調査設計委託料を追加いたしました。また、施設整備工事について国からの予算配分が減額されたことに伴い、減額いたしました。補償金は、工事に伴う東京電力、N T Tの電柱移設が一部必要なくなったことによる減額であります。また、総合運動公園のトイレ等改修工事は、実績により減額、電気設備等改修工事は、経年劣化による事務室内の中央監視施設の故障により、追加をいたしました。

8款1項5目災害対策費は、実績による減額及び防災訓練の実施により、避難所の運営上必要性が確認された防災備品の購入に関わる経費を追加いたしました。

9款1項教育総務費は、実績による減額及び県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用し、放課後児童クラブへ消毒液等の購入、庁用器具費として非接触型検知器の購入に係る経費を追加いたしました。

9款2項1目、9款3項1目学校管理費は、実績による減額及び修学旅行のキャンセル料について保護者の負担を軽減するため、追加いたしました。

9款3項2目教育振興費は、県の指定を受け、道徳教育推進校として事業を実施する予定でしたが、コロナ禍により中止となったため、減額いたしました。

9款4項1目こども園管理費は、9款1項と同様に、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用し、消毒液等を購入するための経費を追加いたしました。また、既にも買収したこども園用地につきまして、買収までの間の土地借上料を追加いたしました。一般管理用備品は、実績による減額であります。

9款5項2目文化財保護費は、観月のタベコンサートについて、コロナ禍のため方法を変えて実施した実績により、減額といたしました。

9款5項3目公民館費は、県民芸術劇場出演料について予算の組替えを行い、ゆうあい館の舞台照明供給用ケーブル及び分電盤内の漏電ブレーカーが経年劣化のため危険な状態であ

ることから、修繕料を追加いたしました。そのほかは、実績により減額いたしましたところであり
ます。

9款5項4目歴史民俗資料館費は、実績により減額であります。

歳入につきましては、2款3項森林環境贈与税、16、17款国県支出金、20款繰入金、22款
諸収入、23款町債は、各事業の特定財源として加減をし、一般財源には、普通地方交付税を
充当して調整いたしました。

以上、一般会計補正予算の提案理由を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

2番、島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 17ページ、土木費、公園費についてですが、工事請負費3,700万円減
額となっております。その中に、先程の一般質問と重複するかもしれませんが、多目的広場
の芝生の話、人工芝から天然芝へという話があったんですが、その金額なども含まれている
のでしょうか。また、変更になった経緯をもう少し詳しく教えてください。お願いします。

○議長（今関澄男君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 私のほうから、減額になった経緯をお話ししたいと思います。
す。

国では、今年度、コロナ禍による公共工事の遅れが想定されるということで、予算の未執
行が懸念されているということです。その未執行繰越しが生じる場合には、予算の配分を圧
縮して次年度以降に予算を配分するということが言われてきました。この事業についても、
本年度に約4,700万円分の工事が未執行となる可能性が強いことから、その未執行となる部
分を減額するというようなものでございます。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程一般質問でもありましたが、役場脇の公園について、少し経緯と、
また考え方をお話しさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

まず、私が議員時代にもこの公園に関する議会案件がございました。その中で、人工芝に
することにより、当時運動公園のグラウンドの利用勝手について様々議論がされたわけですが、
その中、新たな公園の多目的広場の増設について説明を受けたところでもあります。

当時の説明の中で、運動公園で出来なくなったイベントや、また、消防の大会等で使うこと、練習等で使うこと、そこら辺のお祭りであったり、グラウンドに車を乗り入れることの制限がある程度されたということで、こちらに造る多目的広場の増設については、そこら辺は全く問題なく車の乗り入れも出来る、また、お祭りも今までどおり出来る。そして、消防の大会も練習も今までどおり出来る施設がこの公園になるということで、当時私、議員のときにも賛成をした一人でありました。

その中で、天然芝で話を進めていく方向性が見えている中で、業者との話を聞かせていただきました。天然芝では可能な車の乗り入れや、また、火を使ったお祭りなどの制限が、人工芝になると芝がビニールのようなものなので、結局車でハンドルを切ると芝が切れてしまう。車を乗り入れるとその部分だけ芝が曲がってしまっていて、使い勝手が悪くなってしまいます。そしてまた、お祭り等でちょっとした火のものが下に落ちると芝が焼けて溶けてしまう。

それはちょっと話が全然違うじゃないかということで、であれば、今まで運動公園が天然芝ではだして子供たちが歩いて、お祭りを自由にやれて、そして消防団も日夜練習に励んでも何ら問題のなかった野芝のほうがいいであろうという方向性を立てました。

ただ、天然芝や野芝を貼る工程は来年度予算になっていたものでありますので、担当課のほうに指示をして、人工芝と天然芝のランニングコスト、施工費の違いなどを精査するように指示を出したところであります。

何よりも、この隣の運動公園の多目的広場増設工事に関しては、町民の皆様方がスポーツの施設よりも公園機能を主にした、誰もがいつでも来て、健康の増進につながるような、また、家庭の円満につながるような、地域の活性化につながるような、そんな公園を望むという声が強かったものですから、人工芝ではそれが望めないんじゃないかということで、先程、野芝の方向性を見いだしているということでご説明を申し上げました。

今の段階で、公園という大きな目的は変わりません。スポーツだけに特化したグラウンドということは全く考えておりませんので、野芝で、天然芝で施工することを進めていこうと思っています。

また、冒頭、一般質問の中にもお話をさせていただきましたが、大きな事業に関しては、これから防球ネットを立てて、芝を植えて、野芝を植えるというところまでは、方向性としてはその方向でいこうという考えを持っていますが、健康遊具であったり、子供が遊べるような遊具であったり、設置や、またこれから要望に関しては、出来た後でも追加出来ることに関してはいっぱい聞いていこうかなと思っていますので、ご理解を賜りたいと思っております。

ます。

何よりも、人工芝よりも野芝のほうが、町民が真に憩いの場として使える公園になるであろうということで、公園という大きな目的は変わらないので、方向性を出させていただいたところでもありますので、ご理解をいただけたらと思っております。

また、築山についても、近隣町村の公園を見ていて、築山があることで、子供が築山だけで遊べる環境になったりもしますので、築山の計画もしたところでもあります。

以上、まとめませんが、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（今関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 人工芝と天然芝のランニングコストの違い、ざっくりの数字というのは、年間どれ位違うのかというのは出ますでしょうか。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 細かなところは分からないんですけども、工事費で、天然芝にすることにより4,000万円近く天然芝のほうが安く出来上がります。ただ、ランニングコストを考えたときに、人工芝よりも天然芝のほうが年間の管理費がかかっていくということで、その部分について、ランニングコストも考えた上で最終的に10年後を考えたら、人工芝を貼り替えるときのことまで考えたらとんとんでいくか、もしくは野芝のほうが若干管理費は高くなるかなというところでもあります。

○議長（今関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 施工費はとんとんでいくか人工芝のほうが安くなる。天然芝のほうが高くなる。10年後を考えたときにトータルだと天然芝のほうが高くなるかもしれない。でしたら、同じ天然芝のグラウンドが二つ、総合運動公園が今あるんですから、片方は全天候型で使える人工芝という選択肢も残しておいてもいいのかなと思いますが、これからまた決まるんですかね。

以上です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

町長。

○町長（田中憲一君） 何よりも使い勝手のいい公園にしたいということで、人工芝にしてしまうと車の乗り入れが駄目、お祭りやったときに、ちょっと火が落ちちゃった、駄目ということで、制限されることが人工芝の場合が多くなると判断をいたしておりますので、天然芝で、野芝で施工をしていきたいという方向性は変わりません。

ランニングコストの部分を話をさせていただいておりますが、ランニングコスト、人工芝の場合に、やっぱりランニングコストで一部補修とかいうのを出来るんですけども、やっぱり予算は結構かかるんですね。その部分を見ていない。ただ単に全く手をつけなくていいような、砂をちょっとまく程度でいいようなランニングコストで計算するので、そこら辺は再度、もう一度お示しを出来るようにしたいと思いますが、色々考慮した中で天然芝がいいだろうという判断は今のところ方向性を持っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

田邊議員。

○9番（田邊明佳君） 3款の14節、福祉交流センター雨漏り改修工事、以前にも大きく雨漏り等でこの施設は改修工事をしたような気がするのですが、また雨漏りが発生したということで、これ、ここで直るんでしょうか。

あと、5款、強い農業・担い手づくり総合支援補助金の県の採択を受けられなかったと言っていました、なぜ受けられなかったのか原因をお願いいたします。

○議長（今関澄男君） 小高福祉課長。

○福祉課長（小高俊一君） それでは、福祉交流センターの雨漏りについてでございますけれども、こちらのほう、議員からご指摘があったとおり、平成24年に大規模な屋根の改修のほうを実施しております。

今回改修させていただくのは、北側の窓側のサッシの下の部分のコーティングが劣化したことにより、今年の10月9日、台風14号が接近する際に、北寄りの風を受けた際にその隙間から雨漏りが非常に発生したということで、平成24年のときは屋根全面を貼り替えた工事になりますけれども、今回につきましてはサッシの下の部分のコーティングのほうを補修させていただく内容となっております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） すみません。強い農業・担い手づくり総合支援補助金の採択を受けられなかった理由について、ご説明させていただきます。

今回は、川島営農組合において、田植機の購入ということで申請を上げておりました。この申請に対して県の採択を受けるに当たり、ポイントというのがございます。このポイントというのは、例えば、法人格を有している、栽培している面積、栽培している作物、その法

人内の組合員の数、そういったものをポイント化するわけですが、今回、川島営農組合で申請した中では、そのポイントの部分で他の団体に及ばず、不採択となってしまいました。

なお長生管内では、同じ事業で4件申請を上げていたわけですが、通った申請が1件しかなかったということで、かなりハードルの高い事業ということで、今後は、こういったものに取り組む際に、事前の精査をしっかりとした中で事業のほうを進めていくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○9番（田邊明佳君） 最初の福祉交流センター、隙間があったことにもびっくりなんですけれども、それはそれとして、やっぱり公共施設の老朽化、これから問題に、今でも問題ではあるのですが、なっていく中で、こうやって年々、公民館もそうですけれども、お金がかかっていくと。

そういった中で、町長としては、こういった公共施設をどうしていくというお考えがあるのかということをお聞きしたいのと、あと担い手のほうですね。ポイントが不足していたと。それは明らかに、厳しい条件なのは分かっていたはずなんですよ、リサーチ不足だったということなんですね。その点は、やっぱり意欲のある方にはどんどんやっていただきたいから、そこはきちんと、課長もおっしゃったように精査していただきたいと。

○議長（今関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

公共施設については、中学校の建設の問題も絡んできますが、いったんいま一度、各公共施設の構造耐久力というんですか、その数値をお示し出来るように、また、検討の材料になるようにいったん足元を見たいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今関澄男君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） 精査をしながらやらせていただきたいと思います。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第11、議案第7号 令和2年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長(田中憲一君) 議案第7号 令和2年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額755万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,693万7,000円とするものであります。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費では、人件費分として130万4,000円を追加いたしました。積立金では、昨年度の繰越金を基金へ積むため260万1,000円を追加いたしました。

2款1項事業費では、1款1項総務管理費の不足分に充当するため、かずさ有機センター運営事業の需用費と使用料及び賃借料を、これまでの実績及び今後の見込みを勘案し、需用費137万3,000円、使用料及び賃借料9万6,000円を減額し、委託料では、地区外たい肥散布が増えたことにより、シルバー人材の作業委託料16万5,000円を追加いたしました。備品購入費では、たい肥製造に必要な不可欠なホイールローダー(小型)が経年劣化により作業時頻

繁にオーバーヒートを繰り返しており、作業に危険を生じておりました。修理も検討しましたが、部品の欠品等もあり難しいことから、基金を繰入れし、機械の更新を行うため495万円を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

5款1項1目繰入金では、基金を取り崩し、ホイールローダー購入のため495万円を追加いたしました。

6款1項繰越金では、例年、年度末に行っている繰越金の基金への積立てとして260万1,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和2年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 1時48分)